

各都道府県総務部長
各都道府県会計管理者
各都道府県財政担当部長
各都道府県市区町村担当部長
各指定都市総務局長
各指定都市会計管理者
各指定都市財政担当局長 } 殿

総務省自治行政局行政課長
(公印省略)

「地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえた
地方財務制度に関する地方自治法の解釈等について（通知）

今般、令和7年の地方分権改革に関する提案募集等により、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づく事務について様々な提案があったことを踏まえ、別添のとおり、「令和7年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和7年12月23日閣議決定）等が定められたところです。

当該対応方針等を踏まえて、下記のとおり、地方財務制度に関する地方自治法の解釈等を整理しましたので、通知します。

各都道府県においては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村に対してもこの旨周知願います。

なお、本通知は、地方自治法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

1 地方公共団体における支出の方法について

(1) 自動口座引き落としについて

(R7対応方針 4【総務省】(1)(iii)等関係)

【提案内容の概要】

- 平成16年の地方自治法施行令の改正により、地方公共団体が支払う公共料金等の支払について、自動口座引き落としによる方法が可能となったものと解釈しているが、現行制度で可能であることをお示しいただきたい。

- 一般的に、自動口座引き落としとは、あらかじめ当該口座の名義人から包括的に定期的な口座振替の依頼を受け、これに基づいて口座振替を金融機関が行うものであるが、地方公共団体が名義人として同手法を利用することは、地方自治法第 232 条の 5 第 2 項に規定する口座振替の方法の範囲内であると考えられる。
- また、同法第 232 条の 4 第 1 項において、「会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない」と規定されており、この「政令で定めるところによる命令」については、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 160 条の 2 第 1 号において「当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令」とされ、また、第 2 号において、「支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令」とされ、「次に掲げる経費」は、「電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費」、「電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費」のほか「二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費」とされている。
- 以上を踏まえると、上記のような公共料金等の経常的な経費であって、事前に支出額が確定していない経費については、同号に基づく支出命令を行った上で、同令第 165 条の 2 に基づく口座振替の方法により、自動口座引き落としを行うことができる。
- 具体的には、都度の自動口座引き落としの直前に個々に支出命令を行う必要はなく、例えば、年度当初に各月毎の自動口座引き落としに係る各支出額について、同令第 160 条の 2 第 2 号に基づき、包括的に支出命令を行うこと等が考えられる。
- 上記の解釈については、支出額が確定している経費に係る同条第 1 号の支出命令を行う場合の自動口座引き落としにおいても同様である。
- また、同令第 165 条の 2 においては、指定金融機関等に預金口座を設けている「債権者から申出があったときは、会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に通知して、口座振替の方法により支出をすることができる」とされているが、その具体的な方法として、例えば、債権者からの申出については、必ずしも債権者からの自発的な申出である必要はなく、地方公共団体から債権者に対して口座振替の方法を希望するかどうかの確認を行い、それに対する債権者の応答をもって債権者からの申出とすること等が考えられるとともに、会計管理者から指定金融機関又は指定代理金融機関への通知については、個別の支払いの都度行う必要はなく、あらかじめ包括的に通知しておくこと等が考えられる。
- なお、地方自治法第 232 条の 4 第 2 項に基づき、「会計管理者は、支出命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していな

いこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ支出をすることができない」とされているため、自動口座引き落としによる支出の場合であっても、地方公共団体から債権者に対して口座振替が行われるまでの間に、自動口座引き落としによる支出に係る長の支出命令と、これを受けた会計管理者の確認等が行われていることが必要である。

(2) 会計年度開始日が金融機関の営業日外である場合における資金前渡について

(R 7 対応方針 4【総務省】 (1) (ii) 関係)

【提案内容の概要】

- ・ 会計年度開始日である4月1日が金融機関の営業日外である場合には、指定金融機関等が営業していないため、翌営業日まで資金前渡を行うための資金の用意ができず、この日に災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合において、非常災害のための必要な物資等を調達するための資金前渡を行うことができない。
- ・ 「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)においては、非常災害のための即時支払いを必要とする経費の支払について、「地方公共団体又は指定金融機関等が被災したことにより、その支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合」を想定した運用上の留意事項が示されているが、会計年度開始日が金融機関の営業日外であり、かつ、この日に非常災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合も同様に運用して差し支えないか、見解をお示しいただきたい。

- ご提案の「会計年度開始日が金融機関の営業日外であり、かつ、この日に非常災害が発生し、又は発生する可能性が高い場合」において、地方公共団体の職員は、法人カードによるクレジットカードサービスによる支払が可能であることから、まずはこれを活用することが考えられる。(「地方公共団体の支出について職員をしてクレジットカードサービスを利用させることによる場合の留意事項について」(令和3年2月24日付け総務省自治行政局行政課長通知)参照)
- 加えて、「非常災害時における資金前渡の取扱いについて」(令和2年3月31日付け総務省自治行政局行政課長通知)では、非常災害のための即時支払いを必要とする経費の支払いに係る運用上の留意事項をお示ししているが、ご提案のような場合も、同通知の対象となる範囲である支払いに必要となる前渡金の用意が困難である場合と考えられることから、別添のとおり同通知を改正することとしたので、ご参照いただきたい。

2 指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度について

(1) 前払式等の決済手段による納付における誤納の払戻金について

(R7対応方針 4【総務省】(1)(i)関係)

【提案内容の概要】

- ・ 指定納付受託者制度を活用した公金収納において、前払式及び即時払式のキャッシュレス決済で納付を受けた場合における誤納分を返金するためには、当該収納金が歳入として納付される時期を待たなければならないが、即時の払戻しをできるようにしていただきたい。

- 地方自治法第231条の2の2等に基づく指定納付受託者制度においては、前払式及び即時払式*による決済であっても、納付者が指定納付受託者に対して公金の納付に関する事務を委託してから当該指定納付受託者が地方公共団体に当該公金を納付するまでの間は、当該公金は地方公共団体の歳入とはならないことから、誤納分について、即時に地方公共団体から納付者に払戻しを行うことができない。
- 他方、地方自治法第243条の2等に基づく指定公金事務取扱者制度においては、地方公共団体が公金の収納に関する事務を委託する制度であることから、前払式及び即時払式の決済の場合、納付者から公金の収納を受けた時点で地方公共団体の歳入となるものであり、誤納分について、即時に地方公共団体から納付者に払戻しを行うことが可能である。
- このため、ご提案の課題を解決するためには、一の事業者について、指定納付受託者及び指定公金事務取扱者としてそれぞれ指定した上で、クレジットカード決済等後払式による決済については指定納付受託者として、前払式及び即時払式による決済については指定公金事務取扱者として、それぞれ取り扱わせることが考えられる。

※ 資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第3条第5項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引に該当するもの

(2) 地方公共団体からの誤払金等の相手方による返納（戻入金）について

(R7対応方針 4【総務省】(1)(vi)関係)

【提案内容の概要】

- ・ 誤払金等に関する戻入の納入通知書を受け取った住民から、コンビニ納付やキャッシュレス納付ができないか、といった問い合わせが寄せられている。
- ・ 指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の収納事務については、委託できる公金が「歳入（歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）」に限定されていると考えられるため、歳出に戻入する「戻入金」についても、これらの制度の対象としていただきたい。

- 地方自治法施行令第 159 条に基づき、歳出の戻入金については、「収入の手続の例により」戻入することとされており、指定納付受託者制度（地方自治法第 231 条の 2 の 2 等）、指定公金事務取扱者制度（同法第 243 条の 2 等）及び地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号）による改正後の地方自治法^{*}第 243 条の 2 の 7 第 2 項に基づき収納に関する事務を地方税共同機構に行わせることができる制度（以下「eL-QR を活用した公金収納」という。）に係る納付・収納手続については、この「収入の手続」に含まれるものと解される。

※ 令和 8 年 9 月 24 日施行

- したがって、地方自治法第 231 条の 2 の 2 第 1 項に規定する「歳入等」に該当しない歳出の戻入金についても、指定納付受託者制度、指定公金事務取扱者制度及び eL-QR を活用した公金収納の対象となるものと解される。

(3) 公金の支出の委託に係る事後の資金交付について

(R 7 対応方針 4 【総務省】 (1) (viii) 関係)

【提案内容の概要】

- ・ 指定公金事務取扱者制度における公金の支出事務の委託にあたっては、資金前渡が前提と解されているが、公共料金等の経費の支出にあたっては、指定公金事務取扱者において専用口座の開設や、毎月の前渡資金の精算事務等の事務負担が生じている。
- ・ 公共料金等の経費について、公金の支出委託にあたり、資金前渡を前提としない制度へと見直しをしていただきたい。

- 公金の支出事務については、支出負担行為及び支出命令の事務と支払の事務を分離し、会計管理者が支払前に支出負担行為の確認を行うこと等の事前統制により、適正な公金の支出を担保することを原則としている。
- 支出の方法の一つである資金前渡については、対象となる経費が、経費の性質等から通常の支出の方法では取扱いに支障をきたすような経費に限定されているとともに、そのような経費の性質を踏まえて、例外的に資金前渡を受けた金額の範囲内でのみ、資金前渡職員は支出負担行為の事務を行うことができる^{*}と解されている^{*}。
- これと同様に、指定公金事務取扱者制度においても、事前の資金交付を受けた範囲内においてのみ、例外的に指定公金事務取扱者に支出負担行為の事務を行わせることができると解されている^{*}。これは、事前の資金交付があれば委託の範囲は明確であり、指定公金事務取扱者による恣意的な支出につながるおそれが少ないことによるものと考えられる。
- 以上を踏まえると、長が支出負担行為及び支出命令の事務を行った上で、支払事務のみを委託する場合には、指定公金事務取扱者は支出負担行為の事務を行うことができず、既に確定した経費を支払うのみであり、恣意的な支

出につながるおそれはないことから、資金の交付時期は事前に限られず、事後の交付も許容されるものと解される。

- なお、その場合においても、会計管理者は、地方自治法第 243 条の 2 の 6 第 3 項に規定に基づき、指定公金事務取扱者から支出の結果の報告を受け、その支出状況について適切に確認を行うことが必要である。

※ 資金前渡と支出負担行為（昭和 38 年 12 月 19 日自治庁行発第 93 号）

問 新令第 161 条第 1 項の資金前渡、同 165 条の 3（現行令では 173 条の 3）にいう資金前渡の中にはいずれも支出負担行為の事務まで含まれているか。

答 資金前渡を受けた金額の範囲内においては、お見込みのとおり。

（4）給付金の支払事務に係る私人委託について

（R 6 対応方針 4 【総務省】（1）（vii）関係）

【提案内容の概要】

- ・ 住民に対する給付金の支払事務において、申請受付や支給決定は地方公共団体が行い、支払事務のみを委託することを検討している。
- ・ 公金の支出事務を委託することができる経費については、地方自治法施行令において限定されているが、当該給付金に相当する経費については、その対象となるのかお示しいただきたい。

- 地方自治法第 243 条の 2 に基づく指定公金事務取扱者制度において、公金の支出事務を委託することができる経費は、同法第 243 条の 2 の 6 第 1 項及び地方自治法施行令第 173 条の 3 第 1 項に基づき、同令第 161 条（資金前渡）第 1 項第 1 号から第 15 号までに掲げる経費等とされている。
- 住民に対する給付金には様々なものがあり、一概にその名称が給付金であることをもって上記の経費への該当性を判断することはできず、その目的や性質を踏まえて個別に判断することとなるが、例えば、昨今の物価高騰を踏まえて生活支援を目的とする住民に対する一律の給付金については、同令第 161 条第 1 項第 10 号に規定する「生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費」に該当すると考えられる。
- なお、上記については、「支給決定は地方公共団体が行い、支払事務のみを委託する」こととした場合の考え方を示したものであり、支払いの前提となる給付金の支給決定に関する事務については、これがいわゆる「公権力の行使」に該当する場合には、委託することができないことに留意する必要がある。

<参照条文>

○地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

（指定納付受託者に対する納付の委託）

第二百三十一条の二の二 普通地方公共団体の歳入（第二百三十五条の四第三項に規定する歳入歳出外現金を含む。以下「歳入等」という。）を納付しようとする者は、次の各号のいずれかに該当するときは、指定納付受託者（次条第一項に規定する指定納付受託者をいう。第二号において同じ。）に納付を委託することができる。

- 一 歳入等の納付の通知に係る書面で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。
- 二 電子情報処理組織を使用して行う指定納付受託者に対する通知で総務省令で定めるものに基づき納付しようとするとき。

（指定納付受託者）

第二百三十一条の二の三 歳入等の納付に関する事務（以下「納付事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するもの（以下「指定納付受託者」という。）は、総務省令で定めるところにより、歳入等を納付しようとする者の委託を受けて、納付事務を行うことができる。

- 2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による指定をしたときは、指定納付受託者の名称、住所又は事務所の所在地、指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。
- 3 指定納付受託者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方公共団体の長に届け出なければならない。
- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。

（指定納付受託者の納付）

第二百三十一条の二の五 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、普通地方公共団体が指定する日までに当該委託を受けた歳入等を納付しなければならない。

- 2 指定納付受託者は、第二百三十一条の二の二の規定により歳入等を納付しようとする者の委託を受けたときは、遅滞なく、総務省令で定めるところにより、その旨及び当該委託を受けた年月日を普通地方公共団体の長に報告しなければならない。
- 3 第一項の場合において、当該指定納付受託者が同項の指定する日までに当

該歳入等を納付したときは、当該委託を受けた日に当該歳入等の納付がされたものとみなす。

(支出負担行為)

第二百三十二条の三 普通地方公共団体の支出の原因となるべき契約その他の行為(これを支出負担行為という。)は、法令又は予算の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出の方法)

第二百三十二条の四 会計管理者は、普通地方公共団体の長の政令で定めるところによる命令がなければ、支出をすることができない。

2 会計管理者は、前項の命令を受けた場合においても、当該支出負担行為が法令又は予算に違反していないこと及び当該支出負担行為に係る債務が確定していることを確認したうえでなければ、支出をすることができない。

第二百三十二条の五 普通地方公共団体の支出は、債権者のためでなければ、これを行うことができない。

2 普通地方公共団体の支出は、政令の定めるところにより、資金前渡、概算払、前金払、繰替払、隔地払又は口座振替の方法によつてこれを行うことができる。

(私人の公金取扱いの制限)

第二百四十三条 普通地方公共団体は、法律若しくはこれに基づく政令に特別の定めがある場合又は次条第一項の規定により委託する場合を除くほか、公金の徴収若しくは収納又は支出の権限を私人に委任し、又は私人をして行わせてはならない。

(指定公金事務取扱者)

第二百四十三条の二 普通地方公共団体の長は、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務(以下この条及び次条第一項において「公金事務」という。)を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者のうち当該普通地方公共団体の長が総務省令で定めるところにより指定するものに、この条から第二百四十三条の二の六までの規定の定めるところにより、公金事務を委託することができる。

2 普通地方公共団体の長は、前項の規定による委託をしたときは、当該委託を受けた者(以下「指定公金事務取扱者」という。)の名称、住所又は事務所の所在地、指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出その他総務省令で定める事項を告示しなければならない。

3 指定公金事務取扱者は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、総務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を普通地方

公共団体の長に届け出なければならない。

- 4 普通地方公共団体の長は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を告示しなければならない。
- 5 指定公金事務取扱者は、第一項の規定により委託を受けた公金事務の一部について、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 6 前項の規定により公金事務の一部の委託を受けた者は、当該委託をした指定公金事務取扱者の許諾を得た場合であつて、かつ、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる者として政令で定める者に対してするときに限り、その一部の再委託をすることができる。この場合において、指定公金事務取扱者は、あらかじめ、当該再委託について普通地方公共団体の長の承認を受けなければならない。
- 7 前項の規定により公金事務の一部の再委託を受けた者は、当該公金事務の一部の委託を受けた者とみなして、同項の規定を適用する。
- 8 会計管理者は、指定公金事務取扱者について、定期及び臨時に公金事務の状況を検査しなければならない。
- 9 会計管理者は、前項の規定による検査をしたときは、その結果に基づき、指定公金事務取扱者に対して必要な措置を講ずべきことを求めることができる。
- 10 監査委員は、第八項の規定による検査について、会計管理者に対し報告を求めることができる。

(公金の支出の委託)

第二百四十三条の二の六 普通地方公共団体の長が第二百四十三条の二第一項の規定によりその支出に関する事務を委託することができる歳出は、他の法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、政令で定めるものとする。

- 2 普通地方公共団体の長は、指定公金事務取扱者（歳出の支出に関する事務の委託を受けた者に限る。次項において同じ。）に対し、当該支出に必要な資金を交付するものとする。
- 3 指定公金事務取扱者は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その支出の結果を会計管理者に報告しなければならない。

※令和8年9月24日施行

(特定歳入等の収納)

第二百四十三条の二の七 地方税共同機構（以下この条において「機構」という。）は、歳入等（地方税（当該地方税に係る地方税法第一条第一項第十四号に規定する督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及

び滞納処分費を含む。)その他の政令で定めるものを除く。次項及び第六項において同じ。)の収納に関する事務の合理化及び納入義務者の利便の向上に寄与するため、次項に規定する特定収納事務に関する業務を行う。

- 2 普通地方公共団体の長は、歳入等のうち、納入義務者が総務省令で定める方法により納付するものであつて、次の各号のいずれにも該当するものとして当該普通地方公共団体の長が定めるもの(以下この条において「特定歳入等」という。)の収納に関する事務(次項及び第四項において「特定収納事務」という。)については、政令で定めるところにより、機構に行わせるものとする。
 - 一 機構が収納することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められるもの
 - 二 その性質上その収納に関する事務を機構に行わせることが適当でないものとして総務省令で定めるもの以外のもの
- 3～9 (略)

○地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)

(誤払金等の戻入)

第百五十九条 歳出の誤払い又は過渡しとなつた金額及び資金前渡又は概算払をした場合の精算残金を返納させるときは、収入の手続の例により、これを当該支出した経費に戻入しなければならない。

(支出命令)

第百六十条の二 地方自治法第二百三十二条の四第一項に規定する政令で定めるところによる命令は、次のとおりとする。

- 一 当該支出負担行為に係る債務が確定した時以後に行う命令
- 二 当該支出負担行為に係る債務が確定する前に行う次に掲げる経費の支出に係る命令
 - イ 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ロ 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - ハ イ及びロに掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費

(資金前渡)

第百六十一条 次に掲げる経費については、当該普通地方公共団体の職員をして現金支払をさせるため、その資金を当該職員に前渡することができる。

- 一 外国において支払をする経費
- 二 遠隔の地又は交通不便の地域において支払をする経費

- 三 船舶に属する経費
 - 四 給与その他の給付
 - 五 地方債の元利償還金
 - 六 諸払戻金及びこれに係る還付加算金
 - 七 報償金その他これに類する経費
 - 八 社会保険料
 - 九 官公署に対して支払う経費
 - 十 生活扶助費、生業扶助費その他これらに類する経費
 - 十一 事業現場その他これに類する場所において支払を必要とする事務経費
 - 十二 非常災害のため即時支払を必要とする経費
 - 十三 電気、ガス又は水の供給を受ける契約に基づき支払をする経費
 - 十四 電気通信役務の提供を受ける契約に基づき支払をする経費
 - 十五 前二号に掲げる経費のほか、二月以上の期間にわたり、物品を買い入れ若しくは借り入れ、役務の提供を受け、又は不動産を借り入れる契約で、単価又は一月当たりの対価の額が定められているもののうち普通地方公共団体の規則で定めるものに基づき支払をする経費
 - 十六 犯罪の捜査若しくは犯則の調査又は被収容者若しくは被疑者の護送に要する経費
 - 十七 前各号に掲げるもののほか、経費の性質上現金支払をさせなければ事務の取扱いに支障を及ぼすような経費で普通地方公共団体の規則で定めるもの
- 2 歳入の誤納又は過納となつた金額を払い戻すため必要があるときは、前項の例により、その資金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）を前渡することができる。
 - 3 前二項の規定による資金の前渡は、特に必要があるときは、他の普通地方公共団体の職員に対してもこれをすることができる。

（口座振替の方法による支出）

第六十五条の二 地方自治法第二百三十五条の規定により金融機関を指定している普通地方公共団体において、指定金融機関、指定代理金融機関その他普通地方公共団体の長が定める金融機関に預金口座を設けている債権者から申出があつたときは、会計管理者は、指定金融機関又は指定代理金融機関に通知して、口座振替の方法により支出をすることができる。

（公金の支出の委託）

第七十三条の三 地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

- 2 第百五十九条の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときについて準用する。

【別添】

○令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)(抄)

4 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

- (i) 指定納付受託者(231条の2の3第1項)については、指定公金事務取扱者(243条の2第2項)を併せて指定することにより、前払式又は即時払式の決済手段による納付において誤納が発生したときに、払戻金を直ちに支払うことが可能であることを、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (ii) 普通地方公共団体の支出の方法(232条の5第2項)については、年度初日が金融機関の休日であることにより、地方公共団体が非常災害のため即時支払を必要とする経費の支払に必要な前渡金の用意が困難である場合において、地方公共団体の職員が、必要な経費を簡易な手続で迅速に支出できる運用方法を、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (iii) 地方公共団体における公共料金等の支払については、口座振替の方法(施行令165条の2)により、口座引き落としが可能であることを明確化し、地方公共団体に令和7年度中に通知する。
- (vi) 地方公共団体からの誤払金等の相手方による返納(施行令159条)については、支払手段の多様化に対応するため、指定納付受託者制度及び指定公金事務取扱者制度の対象に加えることについて検討し、令和7年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。
- (viii) 普通地方公共団体の長による、指定公金事務取扱者に対する公金の支出に関する事務の委託(243条の2)については、公共料金等の特定の経費に係る請求に対する支払事務のみを委託する場合に、指定公金事務取扱者に対する当該支払に必要な資金の交付は、必ずしも事前の交付に限られるものではないことを明確化する方向で検討し、令和8年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

○令和6年の地方からの提案等に関する対応方針(令和6年12月24日閣議決定)(抄)

4 義務付け・枠付けの見直し等

【総務省】

(1) 地方自治法(昭22法67)

- (vii) 給付金の支払事務を私人に委託することについては、給付金の支払事務に係る地方公共団体の事務負担を軽減するための具体的な方策を検討し、地方公共団体に令和7年度中に周知する。